



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県議会定例会の招集（財政課） 1
- 公共測量の実施の通知（農地農村整備課） 1
- 民有保安林の指定の解除・4件（森林管理課） 1
- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課） 2
- 都市計画事業の認可（都市計画・モノレール課） 2

公 告

- 建設業者に対する営業停止命令（技術・建設業課） 3
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 3
- 特定調達契約に係る落札者の決定（警察本部科学捜査研究所） 3

選挙管理委員会事項

- 不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し 4

告 示

沖縄県告示第438号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成30年第8回沖縄県議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年11月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 招集の期日 平成30年11月27日
- 2 招集の場所 沖縄県議会議事堂

沖縄県告示第439号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県南部農林土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年11月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 南大東村地内（旧東第3地区）
- 2 公共測量を実施する期間 平成30年11月20日から平成31年3月26日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第440号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成30年11月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 国頭郡恩納村字仲泊安幸地原756番6、756番7、756番9、756番10
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

沖縄県告示第441号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
平成30年11月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 糸満市字大度桃原243番1・字大度平原340番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 公園用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第442号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
平成30年11月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡北大東村字南243番1（次の図に示す部分に限る。）、243番34
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第443号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
平成30年11月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡南大東村字池之沢345番
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

沖縄県告示第444号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

平成30年11月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
港川加入区	主としてソデイカ旗流し漁業（総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業）	八重瀬町字長毛345番地 県営長毛団地1-305号 上原清秀 八重瀬町字港川115番地 玉城幸也

沖縄県告示第445号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成30年11月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 嘉手納町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 2・2・嘉5号嘉手納公園
- 3 事業施行期間 平成30年11月20日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 嘉手納町字嘉手納西原地内
 - (2) 使用の部分 なし

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、建設業者の営業の停止を次のとおり命じた。

平成30年11月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 処分をした年月日 平成30年11月7日
- 2 商号名 株式会社レキオスホーム
- 3 代表者名 仲田哲善
- 4 所在地 那覇市おもろまち4丁目19番16号
- 5 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第11671号
- 6 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 建築工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの
 - (2) 営業停止の期間 平成30年11月20日から同年12月22日まで
- 7 処分の原因となった事実 株式会社レキオスホームは、平成27年4月から平成29年6月までの間に、沖縄県内で施工された少なくとも7件の民間工事において、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請け契約を締結したにもかかわらず、監理技術者を配置しなかった。また、本件工事において、施工体制台帳を作成しなかった。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年11月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年8月10日 沖縄県指令土第580号、平成29年9月26日 沖縄県指令土第659号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字熱田真志礼原1947番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字久場22番地22 新垣秀樹
- 5 検査済証番号 平成30年11月13日 第4514号
- 6 工事完了年月日 平成30年10月30日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成30年11月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 微量薬物分析装置（ガスクロマトグラフ質量分析装置及びガスクロ

- マトグラフタンデム質量分析装置)の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成30年10月30日
- 4 落札者の名称及び所在地 日立キャピタル株式会社九州法人支店 福岡県福岡市博多区店屋町1番35号
- 5 落札金額 27,687,744円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成30年9月4日

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第52号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

平成30年11月20日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	取消年月日
大原病院	那覇市寄宮3丁目12番12号	平成30年1月31日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--